



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和 2 年12月16日水曜日 第166号外 1

◇ 目 次 ◇
告 示

家畜等の移動の制限について..... (畜産課) 1

告 示

○愛媛県告示第1345号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防治施行細則（昭和28年愛媛県規則第38号）第15条の規定により、次のように家畜等の移動を制限する。

令和 2 年12月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体

2 物品

家さんの卵及び排せつ物等、敷料、飼料、家さん飼養器具その他の高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品

3 区域

南宇和郡愛南町正木1689、1699から1703まで、1707、1840、1841 - 1、1847から1849まで、1878、1879 - 1、1886、1916 - 1、1921 - 1、1924、1928から1930まで、1965から1967まで、2064、2067 - 1、2068 - 1から2068 - 3まで、2086、2087 - 1、2087 - 2、2125 - 3、2141、2143、2144、2153、2155、2156、2164、2166、2168 - 1、2204、2368 - 1、2972 - 5、2973 - 3、2975 - 2、2975 - 5、2976 - 1、2976 - 2、2976 - 8、2983から2986まで、2987 - 1、2993、2995から2998まで、3000及び3001、増田712、893、898、1097、1098、1151、1152、1153 - 1、1167、1169、1173から1176まで、1565 - 1、1565 - 2、1566、1567、1683 - 1、1683 - 2、1691、1692、1701、2280 - 1、2281 - 1、2282、2284、2285、2319 - 1、2425、2515、2515 - 1、2516、2517 - 1、2519 - 1、2519 - 2、2524 - 3、2586、2597、2597 - 1、2597 - 2、2607、2614から2616まで、2618、2632、2635 - 2、2762 - 1、2762 - 2、2764、2773 - 1、2802、2812 - 1、3549、3550、3553 - 1、3553 - 3、3553 - 4、3570 - 2、3572、3667から3669まで、3673、3674、3681、3720、3722、3723 - 1、3739、4744、4745、4746 - 2、4746 - 4、4755 - 1、4756 - 1、4756 - 2、4756 - 4、4789、4790 - 1、4790 - 3、4792 - 1、5428から5433まで、5458、5459 - 1、5463 - 1、5463 - 2及び5464並びに小山93から97まで、141 - 1、145、148、149、161 - 2、162、200 - 1、200 - 3、203 - 1、213 - 1、213 - 4、214、222 - 3、224 - 1、225、238、238 - 2、1501 - 1、1504、1516 - 3、1517、1517 - 1、1804、1805、1961、1964、2086、2087、2146、2155 - 1及び2155 - 2により構成される区域並びに当該区域で囲まれた区域

4 期間

令和 2 年12月16日から当分の間
5 制限の方法
家畜防疫員の指示に従うこと。